2　変更内容　13ページ２段目、独立行政法人国立高等専門学校機構　久留米工業高等専門学校に係る「入札公告」第１号中、３の⑸中「令和５年12月11日14時00分」を「令和５年12月１日14時00分」に変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）、「新技術導入促進(Ⅰ)型」、「技術提案簡易評価型」、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和５年10月24日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ５国道18号上田ＢＰ神川橋上部３外工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　長野県上田市蒼久保地先外

⑷　工事内容　神川橋

橋種：ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋

橋長：122m　支間長：31.0m＋58.0m＋31.0m　総幅員：13.85m～12.90m　コンクリート　約1,460㎥、鉄筋　約220ｔ、ＰＣケーブル　約2,170m、橋梁付属物工　１式、仮設工　１式

みすず台跨道橋（指定部分）

橋種：ＰＣ２径間連結プレテンション方式床版橋　橋長：30.1m　支間長：14.24m＋14.35m　総幅員：5.00m　プレテンション桁製作工　12本、支承工　24個、橋梁付属物工　１式、仮設工　１式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

工期：工事の始期から611日間

（但し、令和６年４月１日（工事着手期限）までに工事を開始すること。）

指定部分：工事の始期から令和６年12月６日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約1,460㎥、鉄筋　約220ｔ、ＰＣケーブル　約2,170m

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事

⑦　「設計審査会」の設置対象工事

⑧　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑨　ＩＣＴ活用工事

【ＩＣＴ構造物工（橋梁上部）】

⑩　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型（推奨項目＋（義務項目））】

⑪　工事工程表の開示試行工事

⑫　週休２日制適用工事【発注者指定方式】

⑬　新技術導入促進(Ⅰ)型

⑭　技術提案簡易評価型

⑮　「生産性向上チャレンジ」の試行工事

⑯　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑰　条件明示チェックリスト開示の試行工事

⑱　監理技術者育成交代モデル工事（試行）

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。

㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。

㋒　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。

また、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷㋐、㋑に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。